

石川県公報

令和2年3月17日

第13289号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査の実施 (農業安全課)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○豚熱の予防のための注射の実施 (同)	5
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1	○水産総合センターで生産するひらめ等の種苗の令和2年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間 (水産課)	5
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同)	2	○一般国道の供用の開始 (道路整備課)	7
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 (廃棄物対策課)	2	○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	8
		○令和2.3.6第13286号中	8

告 示

石川県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
山口歯科医院	輪島市堀町3字16番地の2	令和2年3月3日

石川県告示第86号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
山口歯科医院	輪島市堀町3字16番地の2	令和2年3月3日

石川県告示第87号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
外科	山崎外科胃腸科医院	河北郡津幡町加賀爪リ-20	山崎 圭介	令和2年3月6日
形成外科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	岸邊 美幸	〃
形成外科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	島田 賢一	〃
心臓血管外科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	高野 環	〃
リハビリテーション科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	松下 功	〃
循環器内科	公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地	加藤 武史	〃
小児外科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	岡島 英明	〃

石川県告示第88号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
内科	二ツ屋病院	かほく市二ツ屋ソ72	金 昌基	平成22年5月31日
整形外科	二ツ屋病院	かほく市二ツ屋ソ72	中條 正博	平成27年12月31日
内科	二ツ屋病院	かほく市二ツ屋ソ72	池田 孝之	平成30年3月31日
内科	二ツ屋病院	かほく市二ツ屋ソ72	松田 昌夫	平成30年3月31日
リハビリテーション科	芦城クリニック	小松市土居原町175番地	北川 清隆	平成30年3月31日
整形外科	芦城クリニック	小松市土居原町175番地	勝木 道夫	平成31年1月21日
整形外科	芦城クリニック	小松市土居原町175番地	近江 礼	平成31年3月31日
内科	小野江医院	小松市長田町甲1番地	湯浅 俊男	令和元年12月16日
内科	小松市民病院粟津診療所	小松市島町カ20番地	後藤 善則	令和元年12月31日
リハビリテーション科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	中川 敬夫	令和元年12月31日

石川県告示第89号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指定区域	埋立地の区分
15	七尾市清水平町古梶屋130番、清水平町はげ131番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イに掲げる埋立地

石川県告示第90号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1 ブルセラ病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)別表第1に基づく方法

第2 結核病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

規則別表第1に基づく方法

第3 ヨーネ病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- (3) その他、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

規則別表第1に基づく方法

第4 伝達性海綿状脳症

1 実施の目的

清浄性の確認のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年4月1日農林水産大臣公表。以下「BSE指針」という。)において、サーベイランスの対象とされる牛

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

規則別表第1及びBSE指針に基づく方法

第5 豚熱

1 実施の目的

免疫付与状況等の確認のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年2月5日農林水産大臣公表)に基づく方法

第6 高病原性鳥インフルエンザ

1 実施の目的

発生予察のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清抗体検査(エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応)及びウイルス分離検査

第7 腐蝕病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている蜜蜂のうち家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

第8 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

1 実施の目的

発生予察のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

第9 オーエスキー病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

第10 豚繁殖・呼吸障害症候群

1 実施の目的

発生予防(抗体保有状況の把握)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

第11 豚流行性下痢

1 実施の目的

発生予防(抗体保有状況の把握)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県外導入豚及び実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第91号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、豚熱の予防のための注射を次のとおり実施する。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予防のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚及びいのししのうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年2月5日農林水産大臣公表)に基づく方法

石川県告示第92号

石川県水産種苗配付規則(昭和31年石川県規則第32号)第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、

くろだい、あわび、さざえ、あかがい、とりがい、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びどじょうの各種苗の令和2年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

志賀事業所生産分

1 ひらめ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長100mm内外	250,000尾	1尾 40円	令和2年6月1日から 同年7月31日まで	令和2年4月1日から 同年7月31日まで	放流用
全長80mm内外	1,000尾	1尾 80円	令和2年6月1日から 同年7月31日まで	令和2年4月1日から 同年7月31日まで	養殖用

2 くろだい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長50mm内外	200,000尾	1尾 9円	令和2年8月1日から 同年9月30日まで	令和2年4月1日から 同年9月30日まで	放流用

3 あわび

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
殻長16～20mm	150,000個	1個 20円	令和2年5月1日から 同年10月31日まで	令和2年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

4 さざえ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
体重7g内外 (殻高30mm内外)	800kg	1kg 4,800円	令和2年5月1日から 同年10月31日まで	令和2年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

5 あかがい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
殻長2mm内外	150,000個	1個 1円	令和2年8月1日から 同年9月30日まで	令和2年4月1日から 同年9月30日まで	

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。

能登事業所生産分

1 とりがい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
殻長10mm以上	100,000個	1個 30円	令和2年6月1日から 同年8月31日まで	令和2年4月1日から 同年6月30日まで	養殖用

備考 配布価格は、能登事業所渡し価格とする。

美川事業所生産分

1 あゆ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
体重5g内外	1,800kg	1kg 2,900円	令和2年4月1日から 同年7月31日まで	令和2年4月1日から 同年5月31日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長50mm内外	48,000尾	1尾 8円	令和2年8月1日から 同年11月30日まで	令和2年4月1日から 同年11月15日まで	
成 魚	450kg	1kg 800円	令和2年4月1日から 同年11月30日まで	令和2年4月1日から 同年11月15日まで	

2 にしきごい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長50mm内外	4,000尾	1尾 18円	令和2年8月1日から 同年11月30日まで	令和2年4月1日から 同年11月15日まで	

3 やまめ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
発 眼 卵	129,000粒	1,000粒 1,800円	令和2年11月1日から 同年12月15日まで	令和2年9月1日から 同年11月15日まで	
体重1.1～1.5g	46,000尾	1尾 12円	令和2年4月1日から 同年5月31日まで	令和2年4月1日から 同年5月15日まで	

4 かじか

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
体重0.2～0.3g	37,000尾	1尾 12円	令和2年7月1日から 同年8月31日まで	令和2年4月1日から 同年7月31日まで	
体重0.3～0.5g	24,000尾	1尾 15円	令和2年8月1日から 同年10月31日まで	令和2年4月1日から 同年9月30日まで	

5 ほんもろこ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長30mm内外	68,200尾	1尾 2円	令和2年7月1日から 同年9月30日まで	令和2年4月1日から 同年8月31日まで	
採卵用親魚	55kg	1kg 2,000円	令和2年4月1日から 令和3年3月15日まで	令和2年4月1日から 令和3年2月15日まで	

6 どじょう

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長20mm内外	200,000尾	1尾 3円	令和2年5月16日から 同年8月31日まで	令和2年4月1日から 同年7月31日まで	

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

石川県告示第93号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和2年3月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	輪島市門前町黒島町イ14番地先から 輪島市門前町黒島町ロ172番地先まで	令和2年3月17日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
河北台土地改良区	令和2年3月9日

正 誤

令和2年3月6日発行の石川県公報第13286号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
2	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律に基づく指定 区域の指定	第13条の2第3号イ	第13条の2第1号